

平成26年度
第4回 野津原中学校区適正配置地域協議会

日時：平成26年11月27日（木）

19:00～

場所：野津原市民センター大会議室

I 開会のことば

II 会長あいさつ

III 議事

- 1 今後予想される日程（案）について
- 2 統合に伴う通学の支援について
- 3 その他

IV 閉会のことば

Ⅲ 議事

1 今後予想される日程（案）について

2 統合に伴う通学の支援について

(1) 通学に係る調査結果について

(2) 基本的な考え方について

(3) 協議

3 その他

(1) 第5回地域協議会の開催について

野津原中学校区適正配置地域協議会の協議スケジュールについて

年度	開催期間	協議事項	配付資料等
25	第1回 準備会 6. 5(水)	・大分市立小中学校適正配置基本計画について	6.5 大分市立小中学校適正配置基本計画(抜粋)
	第2回 準備会 7.23(火)	・地域協議会規約について ・今後の日程について	9.25, 10.4, 10.18 3小学校区説明会
	第3回 準備会 10.31(木)	・3小学校区の説明会について ・地域協議会の組織(構成員)について	
26	第1回 5.21(水)	・地域協議会規約(案)について ・地域協議会について	
	第2回 7.31(木)	・スケジュール等について ・今後の協議内容について	
	第3回 10. 2(木)	・統合について ・今後の協議内容について	10.21 通学に係る調査
	第4回 11.27(木)	・今後予想させる日程(案)について ・通学の支援について	
	第5回 2. 5(木)		

第4回 野津原中学校区適正配置地域協議会

資料集

1 今後予想される日程(案)について

会長、副会長と協議を行い、今後予想される日程(案)を作成しました。

(1) 地域協議会の協議 (H26～H27)

H26 協議

- ・ 統合の時期・方法について
- ↓
- ・ 統合に伴う通学の支援について
- ・ 地域との関係について など

H27 協議を取りまとめる → 報告書を提出する

(2) 統合に向けた準備 (H28～)

H28 教育委員会が適正配置実施計画を策定

↓

○統合に向けた協議を開始(開校準備委員会)

- ・ 学校運営に係る内容
- ・ 通学に係る内容
- ・ (状況に応じて学校名、校章、校歌などの検討)

○学校施設の活用に係る協議を開始

- ・ 小学校区ごとに協議(統合後も継続する可能性)

H29 又は H30 野津原中学校区3小学校の統合

野津原中学校区 通学に係る調査結果 (H26.10)

学校名・児童数 * ()は学区外		野津原西部小学校	野津原中部小学校	野津原東部小学校
		14	45	137
通学方法	徒歩	8 (1)	35	107
	バス	5	(1)	2 (1)
	自家用車(校区内)	0	3	15
	自家用車(校区外)	0	(2) (未回答:4)	(12)
通学距離 (校区内)	2km未満	6	26	101
	2km以上～4km未満	2	12	23
	4km以上	5	0	0
通学時間 (校区内)	30分未満	9	22	123
	30分以上～60分以内	4	16	1

<コメント覧>

○野津原西部小学校

- ・スクールバス希望 ・スクールバスは行き帰りとも複数の便数を希望 ・集団下校を希望
- ・通学費全額補助を希望 ・スクールバスは今市から出してほしい など

○野津原中部小学校

- ・スクールバス希望 ・バスは行き帰りとも複数の便数を希望 ・登校班での登下校を希望
- ・バス路線は困難 ・見守り体制の整備 ・街灯がない ・東部小も対象とすべき など

○野津原東部小学校

- ・学区外の保護者はスクールバスを希望 ・スクールバスは行き帰りとも複数の便数を希望
- ・子どもの活動が広範囲になるのが不安 ・信号無視が多いので警察の指導を など

<参考>

学校名・生徒数		野津原中学校
		62
通学方法	徒歩	39
	自転車	6 (1)
	バス	4
	自家用車(校区内)	11
	自家用車(校区外)	(1)
通学距離 (校区内)	2km未満	31
	2km以上～4km未満	17
	4km以上～6km未満	3
	6km以上	9
通学時間 (校区内)	30分未満	46
	30分以上～60分未満	14
	60分以上	0

大分市立小中学校児童生徒遠距離通学費補助金について（お知らせ）

大分市では、通学距離が一定以上の児童生徒の保護者に対して、通学費を補助しています。補助を希望される方は、次の説明をお読みのうえ平成26年5月16日（金）までに申請をして下さい。

1. 遠距離通学費の補助を受けることができる方

- 小学校 自宅～学校までの通学距離が片道4km以上
中学校 自宅～学校までの通学距離が片道6km以上

※ただし、もっとも経済的かつ合理的と認められる通常の通学経路（自宅～学校まで）であること。また、市の提供する他の交通手段（スクールバス等）を利用する児童生徒、隣接校選択制を利用する児童生徒、学区外通学の児童生徒の保護者は補助対象外です。

2. 申し込みの方法について

提出先：補助を希望される方は、学校から申請書を取り寄せ、必要事項を記入の上、児童・生徒の通学している学校へ提出して下さい。

添付書類：通学経路図（補助対象児童生徒の自宅～学校までの通学経路を作成し添付して下さい。）

定期券・回数券・nimocaのコピー（nimocaは両面コピー）。

※認定を受けた場合には、**使用した全ての定期券等の写し（nimocaの場合には利用履歴）**の提出が必要になります。（未提出分については補助金の算定に含めることができませんのでご注意ください。）

3. 補助金の対象および額について

定期運行のバス等の運賃。ただし、もっとも低廉（安い）となる定期券額以内。

自家用車利用者は、下記（平成25年参考）の通りです。

4km以上～6km未満（小学校のみ）	1ヶ月	1,200円以内（往復分）
6km以上～8km未満	1ヶ月	1,800円以内（往復分）
8km以上～10km未満	1ヶ月	2,400円以内（往復分）
10km以上	1ヶ月	3,000円以内（往復分）

※片道利用の場合は上記金額の半額が一月の補助額となります。

※1か月当たりの援助額は、ガソリン単価等により変更になることがあります。

4. 審査結果について

7月中旬までに学校を通じて、通知致します。

なお、審査結果を通知するまでに時間がかかりますので、定期券の写し及びニモカの利用履歴等を無くさず保管して頂くようお願い致します。

遠距離通学費補助金に関する Q&A

Q1：子供は小学生です。通学距離が 3.8km で路線バスを利用して通学する場合、補助対象となりますか？

A1：補助対象は、通学距離が小学生は 4km 以上、中学生は 6km 以上ですので、距離が満たない場合は補助対象にはなりません。

Q2：路線バスの 1 ヶ月定期券を 11 回購入した場合、全額補助になりますか？

A2：補助額の上限は 6 ヶ月の往復定期券額の 2 倍(1 年分)としていますので、上限を超えた金額は自己負担となります。

Q3：路線バスを利用して通学する場合、定期券ではなく回数券も補助対象となりますか？

A3：補助対象となります。ただし、現金は補助対象とはなりません。

Q4：子供は小学生です。通学距離が 5.1km で自家用車を利用して 1 年間通学した場合、補助額はいくらになりますか？

A4：月額 1,600 円の 11 ヶ月分である 17,600 円となります。(平成 25 年度参考)

※今年度から当年 1 月～6 月までのガソリン平均額をもとに支給しますので毎年変更となります。

Q5：定期券を購入した時の領収書の提出は必要ですか？

A5：購入した定期券のコピーを在学する校長に提出していただきますので、領収書の提出は不要です。

Q6：4 月から在学していたが、申請を 5 月に行った場合、4 月分も補助対象となりますか？

A6：4 月分の定期券等のコピーを申請時に添付している場合は補助対象となりますので、準備をお願いします。

Q7：補助金交付の手続はどうすればよいでしょうか？

A7：夏休み頃までに口座振込等依頼書を校長に提出してください。その後、9 月末と年度末の 2 回に分けて、教育委員会から学校経由で補助金を交付します。なお、受け取りの方法については、口座振込等依頼書提出時に口座振込もしくは窓口払のいずれかを選択していただくことになります。

Q8：「めじろん n i m o c a」は補助金対象となるのでしょうか？

A8：申請時にカード裏面の写しと、決定後に利用履歴提出が必要になります。

ただ、利用履歴については、提出された分しか補助金算定できませんので、提出漏れのないようお願いいたします。(利用履歴発行は n i m o c a ポイント交換機等で、直近 20 件の残額履歴および直近 1 ヶ月(最大 100 件)の利用履歴を表示・印字することができます。)

大分市立小中学校児童生徒遠距離通学費補助金について

1. 補助金交付の目安

(例) ・片道通学距離が6kmの中学生生徒で片道バス運賃が360円
・以下の(1)から(5)の方法で通学した場合

(1) 1年間バスで通学する場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6ヶ月定期券 (360円×2(往復)×30日×0.6×6ヶ月×0.833=64,770円)						6ヶ月定期券 (360円×2(往復)×30日×0.6×6ヶ月×0.833=64,770円)					

<保護者負担> 64,770円+64,770円=129,540円
<補助金交付> 64,770円+64,770円=129,540円

(2) 4月から6月までバス通学、7月・9月が自家用車通学、10月から翌年3月までバス通学の場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3ヶ月定期券 (12,960円×3ヶ月×0.95=36,940円)			自家用車	夏休み	自家用車	6ヶ月定期券 (360円×2(往復)×30日×0.6×6ヶ月×0.833=64,770円)					

<保護者負担> 36,940円+1,800円×2か月+64,770円=105,310円
<補助金交付> 36,940円+1,800円×2か月+64,770円=105,310円

(3) 4月から11月までバス通学で12月から翌年3月まで自家用車通学の場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6ヶ月定期券 (360円×2(往復)×30日×0.6×6ヶ月×0.833=64,770円)						2ヶ月定期券 (12,960×2ヶ月=25,920円)		自家用車 (1,800円×4ヶ月=7,200円)			

<保護者負担> 64,770円+25,920円+7,200円=97,890円
<補助金交付> 64,770円+25,920円+7,200円=97,890円

(4) 1年間自家用車で通学する場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自家用車 (1,800円×4ヶ月=7,200円)				夏休み	自家用車 (1,800円×7ヶ月=12,600円)						

<保護者負担> 7,200円+12,600円=19,800円
<補助金交付> 7,200円+12,600円=19,800円

(5) 往路がバス通学、復路が自家用車通学の場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(往路) 片道6ヶ月定期券(6,480円×6ヶ月×0.833=32,390円)						(往路) 片道6ヶ月定期券(6,480円×6ヶ月×0.833=32,390円)					
(復路) 自家用車(900円×4ヶ月=3,600円)				夏休み	(復路) 自家用車(900円×7ヶ月=6,300円)						

<保護者負担> (往路) 32,390円+32,390円=64,780円
(復路) 3,600円+6,300円=9,900円 計74,680円
<補助金交付> (往路) 32,390円+32,390円=64,780円
(復路) 3,600円+6,300円=9,900円 計74,680円

統合に伴う通学の支援に関する基本的な考え方について

統合に伴う通学の支援を実施します。

1 校区の状況

(1) 野津原西部小学校区

- ①校区全体が野津原東部小まで4km以上ある。
- ②校区内を路線バスが走っている。
- ③今市地区の児童は、往路は路線バス、復路は路線バス又は自家用車を利用している。

(2) 野津原中部小学校区

- ①通学距離が長い児童は、約2.5kmある。
- ②野津原中部小学校から野津原東部小学校までは、約3.4kmある。
- ③校区内を路線バスが走っている。

(3) 野津原東部小学校区

- ①通学距離が長い児童は、約3.5km(福宗一)ある。

2 通学の支援方法の検討

(1) スクールバス(通学タクシー)を運行する(タクシー会社に委託)。

(2) スクールバス(路線バス)を利用する場合に、補助金を支給する。

(3) 自家用車を利用する場合に、補助金を支給する。

以上の通学の支援方法を基本に、校区や家庭の状況に応じて選択を可能とする。

3 考えられる通学の支援方法

(1) 野津原西部小学校区

- ①スクールバス(通学タクシー)を運行する。
- ②スクールバス(路線バス)を利用する場合に、補助金を支給する。
- ③自家用車を利用する場合に、補助金を支給する。

(2) 野津原中部小学校区

- ①スクールバス(通学タクシー)を運行する。
- ②スクールバス(路線バス)を利用する場合に、補助金を支給する。
- ③自家用車を利用する場合に、補助金を支給する。